

平成30年1月16日
管財課 資産活用室
道下・西村
(内線) 3478
(外線) 076-225-1266

県有施設における自動販売機設置に係る入札の実施について

石川県では、歳入確保の一環として県有財産の有効活用を図る観点から、自動販売機設置に係る県有財産の貸付先の公募を行います。

- 1 募集施設及び台数
本庁舎（行政庁舎・警察本部庁舎）など
54施設129台
- 2 募集方法
貸付期間の自動販売機設置スペースに係る貸付料について、一般競争入札を実施し、最も高額の入札を行った方を落札者とします。
- 3 入札参加資格
過去3年間に2年以上の自動販売機の管理・運営をしている実績がある方で、県内に本店や支店（営業所）がある法人又は県内で事業を営む個人。
なお、入札参加には競争入札参加者資格（物品等）が必要です。
- 4 入札参加申込
この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。
- 5 スケジュール
入札参加申込期限 平成30年2月 9日（金）17時
入札日 平成30年2月20日（火）～22日（木）
- 6 問い合わせ先
石川県総務部管財課資産活用室 電話番号076-225-1266
この入札に関するホームページ
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/zihanki/index.html>

自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札等案内書

平成30年1月16日

石川県総務部管財課

目 次

・自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札等説明書	-----	1 頁
1 一般競争入札により自動販売機の設置場所として貸付する場所等		
2 入札方式、入札及び開札を行う日時及び場所		
3 貸付期間		
4 現地説明の日時及び場所		
5 入札価格		
6 競争入札参加者資格		
7 自動販売機の設置条件		
8 入札参加申込の方法		
9 入札等に関する質疑		
10 入札保証金及び契約保証金		
11 入札日の持参品等		
12 入札における注意事項		
13 落札者の決定方法		
14 契約の締結		
15 入札結果の公表について		
16 その他		
17 問い合わせ先		
・入札心得書	-----	7 頁
・県有財産有償貸付契約書	-----	9 頁
土地貸付用		
建物貸付用		

※ 本案内書は、現地説明及び入札の際にお持ち下さい。

自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札等説明書

石川県では、自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって設置者（以下「借受人」）と貸付料を決定します。

入札に参加を希望される方は、この入札説明書のほか、別添仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 一般競争入札により自動販売機の設置場所として貸付する場所等

設置場所等については別表1（入札物件一覧）のとおりです。

なお、設置する自動販売機は1物件につき、1台です。

2 入札方式、入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札方式について

次のいずれかの入札方式により、別表1（入札物件一覧）のとおり入札に付します。

① 単独方式

物件ごとにそれぞれ入札に付すもの。

② 一括方式

複数の物件をまとめて1件として入札に付すもの。

③ 一抜け方式

予め落札決定順位を定めた複数の案件の入札を一度に行い、落札決定順位上位の案件で落札者となった者がした落札決定順位下位の案件における入札を無効として、落札者を決定するもの。

ただし、落札決定順位上位の案件で落札者となった者のほかに入札がない場合及び予定価格以上の有効な入札がない場合は有効とする。

(2) 入札及び開札の日時

入札日時は別表1（入札物件一覧）のとおりとし、入札後、即時開札いたします。

(3) 入札及び開札の場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎12階1211会議室

3 貸付期間

貸付期間は次のいずれかとし、物件ごとの期間は別表1（入札物件一覧）のとおりです。

なお、いずれの期間についても更新はしません。

① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（1年間）

② 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）

③ 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）

④ 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

4 現地説明の日時及び場所

別表2（現地説明）のとおりです。

5 入札価格

(1) 入札価格は、貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の $\boxed{100 \text{ 分の } 8}$ に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の $\boxed{108 \text{ 分の } 100}$ に相当する金額を入札書に記載してください。

ただし、土地の貸付に係る落札価格については、入札書に記載された金額とします。

6 競争入札参加者資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、平成 29 年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 法人にあっては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては石川県内で事業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務について、過去 3 年間に 2 年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。
- (7) たばこを販売する自動販売機の設置にあっては、関係機関から販売に必要な許可等を受けている者であること。

7 自動販売機の設置条件

- (1) 借受人の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、石川県が設置者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を貸し付ける方法により行います。

- (2) 貸付料

落札価格をもって、貸付期間中の総貸付料とします。

貸付期間の年数等で均等分割した金額（10 円未満の端数が発生する場合は、初回納入分に上乗せ）を、各年度当初に石川県が発行する納入通知書により、毎年度 4 月末日までに納付してください。

ただし、借受人の申し出により、年 2 回（4 月末日及び 10 月末日）の分割納付ができるものとします。

また、既に納付された貸付料は返還しないものとします。

ただし、貸付期間中に、借受人の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納入された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

(3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて借受人の負担とします。

また、電気・水道等の光熱水費（子メーター設置にかかる経費も含む）についても借受人の負担とします。物件ごとに徴収方法が異なる場合がありますので、詳しくは別添仕様書を確認してください。

(4) 設置機種及び販売品目等の条件

別添仕様書のとおりとします。

(5) 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって石川県に申請し、その承認を得なければならないこと。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ その他、別添仕様書のとおりとすること。

(6) 原状回復

借受人は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、借受人は一切の補償を石川県に請求することができません。

(7) 報告義務

借受人は、本貸付に係る自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、石川県の求めるときに書面で提出しなければなりません。

8 入札参加申込の方法

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込みの方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送の場合は簡易書留により、かつ封筒に「自動販売機設置参加申込書在中」と明記してください。

(1) 申込先及び申込期間

申 込 先 石川県総務部管財課資産活用室

(〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階)

申込期間 平成30年1月16日（火）から平成30年2月9日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

【必須】

- ① 一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書（別記様式1）
必ず全てのページを印刷し、割印をしてください。
- ② 誓約書（別記様式2）
両面印刷可。片面印刷の場合は必ず割印をしてください。
- ③ 設置予定の自動販売機又は同等の機種のカatalog等（コピー可）
同一機種又は同一のCatalogに記載されている機種を複数の物件に設置予定の場合は、Catalogに記載・付箋を貼付するなど、物件ごとに設置する機種の明示があれば、1部の提出で可。

【代表者（本店）ではなく代理人（支店）名で願書を提出とする場合】

- ④ 一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する委任状（別記様式3）
一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出は、競争入札参加資格者の登録の際に提出いただいた委任状の委任事項に該当しません。申込書兼願書の提出に代理人を立てる場合は、本委任状を提出する必要があります。

【たばこを販売する自動販売機の場合】

- ⑤ たばこ事業法による、たばこ小売販売業の許可を受けていること分かる書類の写し

9 入札等に関する質疑

質疑のある場合は、質問書（別記様式 4）を、平成 30 年 1 月 26 日（金）17 時までに電子メール、F A X 又は持参により石川県総務部管財課資産活用室に提出してください。

なお、電子メール又は F A X を送信した際は、電話で担当者に受信確認をしてください。

回答書は、平成 30 年 2 月 2 日（金）までに電子メール又は F A X のいずれかの方法により、送付します。

10 入札保証金及び契約保証金

免除します。

11 入札日の持参品等

- ① 入札書（別記様式 5）

再度入札のため、予備の入札書もご用意ください。

- ② 自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する委任状（別記様式 6）

競争入札参加者資格者を有する者として登録されている代表者又は代理人以外のお名前及び印で入札される場合は、本委任状が必要です。

- ③ 筆記用具

12 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

13 落札者の決定方法

落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

ただし、落札者となる同価格の入札が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。（詳細な手続きは、別添「入札心得書」を参照）

14 契約の締結

契約書は別紙のとおりとし、落札者は、落札決定の日から 5 日以内（入札日を算入し、県の休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。

契約書（石川県保管用 1 部）に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担となります。（印紙貼付は土地の契約のみ必要）

契約は、別表 3（契約事務を執行する機関及び設置場所を所管する機関）に記載の「契約事務を執行する機関」において行います。入札終了後、契約事務を執行する機関を案内いたします。

15 入札結果の公表について

今回の入札結果については、以下のとおり公表します。

- (1) 公表の時期

契約締結後、石川県が必要と認める時期

- (2) 公表内容

- ① 当該入札物件の概要
② 落札金額
③ 落札者名 など

16 その他

この入札案内書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）及びその他関係法令等の定めるところによります。

17 問い合わせ先

石川県総務部管財課資産活用室

電話番号：076-225-1266

【参考】各委任状の役割について

各委任状の役割は次のとおりですので、必要な委任状を提出してください。

委任状の種類	競争入札参加資格者名簿（物品等）登載の際の委任状	一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する委任状	自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する委任状
委任事項	入札行為に関する一切の行為、自動販売機の貸借契約に関する行為（契約締結行為、貸付料支払等）	自動販売機の貸借契約に関する申請行為（申込書兼願書の提出）	入札行為に関する一切の行為
効果	本名簿に登載された代理人は自動販売機入札に参加でき、契約行為を行うことができます。 ただし、申込書兼願書は委任事項に含まれません。 （入札参加資格要件の1つとして名簿に登載されていることが必要）	代表者（本店）ではなく代理人（支店等）名で申込書兼願書を提出することができる。	競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている代表者又は代理人以外の者の氏名と印で入札行為を行うことができます。
提出期限	入札当日までに登録が完了していること	申込書兼願書の受付締め切りまで	入札当日
提出方法	管財課用度グループへ名簿登載申請時に提出してください	申込書兼願書の添付書類として提出してください	入札当日に原本を提出してください

入札心得書

第1条 入札参加者は、「自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札案内書について疑義があるときは、別に指定した日までに関係職員の説明を求めることができます。

第2条 入札参加者は、入札に関し石川県の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札者は、「入札書（別記様式5）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印を押さなければなりません。ただし、入札金額の訂正はできません。

3 入札者が競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式6）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることはできません。

第4条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札書

(2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書

(3) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書

(4) 記名押印のない、又は判然としない入札書

(5) 入札金額の記載が不明確な入札書

(6) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

(8) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者の入札書

(9) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(10) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

(11) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書

(12) 郵送による入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

第6条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、又は撤回若しくは辞退の申立てをすることはできません。

第7条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行います。

第8条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第9条 開札をした場合において、各人のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに

再度の入札を行うものとします。

2 第5条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできません。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日があるときは、その日を加算した期間。）に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うこととなります。

第12条 入札をした者は、入札後、入札公告等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。

県有財産有償貸付契約書

貸付人石川県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有に係る次の不動産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

物件 番号	施設名及び 設置場所	所在地	財産 区分	貸付 面積	設置 台数	備考
	(図面添付)		土地			<u>貸付面積に、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む</u>

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供するものとする。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 <落札価格> 円

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、毎年度4月末日までに甲に納付するものとする。

年 度	納 付 金 額
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円

2 既に納付された貸付料は返還しないものとする。ただし、貸付期間中に、乙の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納付された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(光熱水費の納付)

第8条 乙は、特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した自動販売機には電気、水道等の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、前項のメーター等により自動販売機に係る電気等の使用量を計測し、光熱水費を計算するものとする。

3 乙は、甲又は施設管理者の発行する納入通知書等により、甲の指定する期日までに、前項の光熱水費を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条第1項に定める納期限までに貸付料を納付しなかったときは、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年5.0パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び延滞金を納付する場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。

(瑕疵担保等)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 貸付物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損は、乙の負担とする。

(貸付物件の引渡し)

第13条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(貸付物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第17条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

2 貸付物件に設置する自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、甲の求めるときには、書面で提出しなければならない。

(違約金)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 <貸付料の1割> 円

(2) 第3条又は第14条に定める義務に違反した場合 金 <貸付料の3割> 円

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき、又は貸付物件が廃止されるときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 甲の書面による承諾なく、乙が半月以上貸付物件を使用しないとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(貸付物件の返還)

第22条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第23条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は第21条第1項及び第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 甲 石川県

石川県知事 谷 本 正 憲 印

借受人 乙 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者又は代理人名

印

施設個別の事情等により、内容に変更のある場合があります。
契約締結の際は、契約事務を執行する機関へ契約内容を確認してください。

県有財産有償貸付契約書

貸付人石川県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有に係る次の不動産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

物件 番号	施設名及び 設置場所	所在地	財産 区分	貸付 面積	設置 台数	備考
	(図面添付)		建物			貸付面積に、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供するものとする。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別添「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 <落札価格> 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、毎年度4月末日までに甲に納付するものとする。

年 度	納 付 金 額
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円

2 既に納付された貸付料は返還しないものとする。ただし、貸付期間中に、乙の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納付された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(光熱水費の納付)

第8条 乙は、特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した自動販売機には電気、水道等の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、前項のメーター等により自動販売機に係る電気等の使用量を計測し、光熱水費を計算するものとする。

3 乙は、甲又は施設管理者の発行する納入通知書等により、甲の指定する期日までに、前項の光熱水費を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条第1項に定める納期限までに貸付料を納付しなかったときは、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年5.0パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び延滞金を納付する場合において、乙が納付した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。

(瑕疵担保等)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 貸付物件が甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損は、乙の負担とする。

(貸付物件の引渡し)

第13条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(貸付物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他

の行為をするため支出する費用は、すべて乙の負担とする。

- 3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第17条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

- 2 貸付物件に設置する自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、甲の求めるときには、書面で提出しなければならない。

(違約金)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 <貸付料の1割> 円

(2) 第3条又は第14条に定める義務に違反した場合 金 <貸付料の3割> 円

- 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲において、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき、又は貸付物件が廃止されるときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 甲の書面による承諾なく、乙が半月以上貸付物件を使用しないとき。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(貸付物件の返還)

第22条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第23条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は第21条第1項及び第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 甲 石川県

石川県知事 谷 本 正 憲 印

借受人 乙 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者又は代理人名

印

施設個別の事情等により、内容に変更のある場合があります。
契約締結の際は、契約事務を執行する機関へ契約内容を確認してください。

別表1(入札物件一覧)

入札 番号	入札日時	入札 方式	落札 決定 順位	物件 番号	施設名	設置場所	所在地	財産 区分	貸付 面積	貸付期間	販売品目 (詳細)	
1	平成30年 2月20日(火) 10時00分	一括 方式		1	石川県庁行政庁舎	1階東側自動販売機 コーナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				2	石川県庁行政庁舎	7階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				3	石川県庁行政庁舎	11階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				4	石川県庁行政庁舎	15階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				5	石川県庁行政庁舎	19階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				6	石川県庁警察本部庁舎	1階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				7	石川県庁警察本部庁舎	8階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	0.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
				8	幸町庁舎	1階自動販売機コー ナー	金沢市幸町12番1号	建物	0.48㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ	
		単独 方式	9	白山警察署	1階喫煙コーナー	白山市倉光九丁目11 番地1	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	たばこ		
2	平成30年 2月20日(火) 10時20分	一括 方式		10	石川県庁行政庁舎	9階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.54㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	食品 (パン・カップ麺など)	
				11	石川県庁警察本部庁舎	8階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.54㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	食品 (パン・カップ麺など)	
		一括 方式		12	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 1番地	建物	1.25㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	食品 (パン)	
				13	金沢中警察署	1階自動販売機コー ナー	金沢市下本多町六番 丁15番地1	建物	1.10㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	食品 (パン・カップ麺・菓子)	
				14	金沢東警察署	4階自動販売機コー ナー	金沢市元町2丁目15 番1号	建物	1.15㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	食品 (パン・カップ麺・菓子)	
				15	白山警察署	3階食堂・情操教室	白山市倉光九丁目11 番地1	建物	1.25㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	食品 (パン・カップ麺・菓子)	
3	平成30年 2月20日(火) 10時40分	単独 方式		16	石川県消防学校	管理棟1階 自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 5番	建物	1.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
		一括 方式		17	幸町庁舎	1階自動販売機コー ナー	金沢市幸町12番1号	建物	1.24㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
				18	石川県庁警察本部庁舎	5階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.54㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
				19	石川県庁警察本部庁舎	8階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.27㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
				20	石川県庁警察本部庁舎	1階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.27㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
		単独 方式		21	石川県県央土木総合事 務所	1階玄関ホール	金沢市泉本町6丁目3 4	建物	1.00㎡	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (1年間)	飲料 (紙カップ)	
4	平成30年 2月20日(火) 11時00分	一抜け (一括) 方式	1	22	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 1番地	建物	1.15㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
				23	金沢中警察署	1階自動販売機コー ナー	金沢市下本多町六番 丁15番地1	建物	0.92㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
				24	小松警察署	1階自動販売機コー ナー	小松市上小松町乙16 3番地1	建物	0.74㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)	
				2	25	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 1番地	建物	1.15㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)
					26	金沢中警察署	3階自動販売機コー ナー	金沢市下本多町六番 丁15番地1	建物	1.80㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)
					27	金沢西警察署	1階自動販売機コー ナー	金沢市金石本町イ1番 地1	建物	0.81㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙カップ)
				5	平成30年 2月20日(火) 11時20分	単独 方式		28	石川県消防学校	管理棟1階 自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 5番	建物
一括 方式	29	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー			金沢市東蚊爪町2丁目 1番地		建物	1.15㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙パック)	
	30	金沢中警察署	1階公衆電話機横			金沢市下本多町六番 丁15番地1		建物	1.32㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙パック)	
	31	金沢東警察署	1階自動販売機コー ナー			金沢市元町2丁目15 番1号		建物	0.92㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙パック)	
	32	小松警察署	2階自動販売機コー ナー			小松市上小松町乙16 3番地1		建物	0.84㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙パック)	
	33	珠洲警察署	1階自動販売機コー ナー			珠洲市上戸町北方ろ 字15番地1		建物	0.88㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (紙パック)	
6	平成30年 2月20日(火) 13時30分	一抜け 方式		34	石川県庁警察本部庁舎	5階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				35	石川県庁警察本部庁舎	1階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.45㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				36	石川県庁警察本部庁舎	1階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				37	石川県庁警察本部庁舎	8階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
7	平成30年 2月20日(火) 14時00分	一抜け 方式		38	石川県庁行政庁舎	9階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				39	石川県庁行政庁舎	1階東側自動販売機 コーナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				40	石川県庁行政庁舎	7階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				41	石川県庁行政庁舎	7階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				42	石川県庁行政庁舎	1階西側自動販売機 コーナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
				43	石川県庁行政庁舎	1階西側自動販売機 コーナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	

入札 番号	入札日時	入札 方式	落札 決定 順位	物件 番号	施設名	設置場所	所在地	財産 区分	貸付 面積	貸付期間	販売品目 (詳細)
8	平成30年 2月20日(火) 14時40分	一抜け 方式	1	44	石川県庁行政庁舎	15階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			2	45	石川県庁行政庁舎	11階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			3	46	石川県庁行政庁舎	11階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			4	47	石川県庁行政庁舎	15階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			5	48	石川県庁行政庁舎	19階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			6	49	石川県庁行政庁舎	19階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			7	50	石川県庁行政庁舎	19階自動販売機コー ナー	金沢市鞍月1丁目1番 地	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
9	平成30年 2月20日(火) 15時20分	一抜け 方式	1	51	石川県青少年総合研修 センター	本館1階 エレベーター前	金沢市常盤町212番 地1	建物	1.95㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			2	52	石川県青少年総合研修 センター	本館2階 ロビー	金沢市常盤町212番 地1	建物	1.45㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			3	53	石川県青少年総合研修 センター	本館2階 ロビー	金沢市常盤町212番 地1	建物	1.70㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			4	54	石川県青少年総合研修 センター	別館2階 階段踊場横	金沢市常盤町212番 地1	建物	1.35㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			5	55	石川県青少年総合研修 センター	別館2階 階段踊場横	金沢市常盤町212番 地1	建物	1.35㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
			6	56	石川県青少年総合研修 センター	別館2階 階段踊場横	金沢市常盤町212番 地1	建物	1.35㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
10	平成30年 2月20日(火) 16時00分	一抜け 方式	1	57	石川県森林公園	やまびこ荘内	河北郡津幡町字上矢 田中8番甲	建物	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	58	石川県森林公園	インフォメーション内	河北郡津幡町字津幡 エー14	建物	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
11	平成30年 2月20日(火) 16時20分	一抜け (一括) 方式	1	59	石川県森林公園	鹿園横	河北郡津幡町字能瀬 セ25甲	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				60	石川県森林公園	公園事務所前	河北郡津幡町字鳥越 ハ2-2	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	61	石川県森林公園	子供の広場取付道路 口	河北郡津幡町字能瀬 甲1丁	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				62	石川県森林公園	緑化の広場	河北郡津幡町字津幡 ラ79乙	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			3	63	石川県森林公園	鹿園横	河北郡津幡町字能瀬 セ25甲	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				64	石川県森林公園	子供の広場取付道路 口	河北郡津幡町字能瀬 甲1丁	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
65	石川県森林公園	三国山キャンプ場管理 事務所前	河北郡津幡町字下河 合ム122	土地	1.60㎡	平成31年4月1日～平成33年3月31日 (2年間)	飲料 (缶・ペットボトル)				
12	平成30年 2月21日(水) 10時00分	単独 方式	66	幸町庁舎	3階自動販売機コー ナー	金沢市幸町12番1号	建物	1.63㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
		単独 方式	67	石川県消防学校	管理棟1階 自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 5番	建物	2.06㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)	
		一括 方式	68	石川県健康の森	オートキャンプ場	輪島市三井町中大谷 内20-1	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
			69	石川県健康の森	バンガローエリア	輪島市三井町中地内	土地	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	70	石川県健康の森	総合交流センター内	輪島市三井町中長屋1 2	建物	1.60㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
71	石川県立保育専門学園	3階学生談話室内	金沢市泉1丁目3番63 号	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)				
13	平成30年 2月21日(水) 10時30分	単独 方式	72	石川県南加賀土木総合 事務所	1階玄関ホール	小松市白江町リ61番 地1	建物	2.34㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	73	石川県石川土木総合事 務所	1階玄関	白山市八幡町イ20	建物	1.35㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	74	石川県県央土木総合事 務所	1階玄関ホール	金沢市泉本町6丁目3 4	建物	1.44㎡	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (1年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	75	石川県県央土木総合事 務所津幡土木事務所	1階玄関風除室内	河北郡津幡町字加賀 爪又111-1	建物	1.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
14	平成30年 2月21日(水) 11時00分	単独 方式	76	石川県中能登土木総合 事務所	1階自動販売機コー ナー	七尾市本府中町ソ27 番9	建物	1.48㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	77	石川県中能登土木総合 事務所羽咋土木事務所	1階自動販売機コー ナー	羽咋市石野町へ31番	建物	1.48㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	78	石川県中能登土木総合 事務所寺家庁舎	1階通用口横	羽咋市寺家町レ48番 2	土地	1.28㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
		単独 方式	79	石川県奥中能登土木総合 事務所	1階自動販売機コー ナー	輪島市河井町22-1-1	建物	1.47㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)	
15	平成30年 2月21日(水) 11時30分	一抜け 方式	1	80	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 1番地	建物	1.22㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	81	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 1番地	建物	1.31㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			3	82	運転免許センター	1階食堂内自動販売機 コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目 1番地	建物	1.31㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
16	平成30年 2月21日(水) 13時30分	一抜け 方式	1	83	金沢中警察署	1階自動販売機コー ナー	金沢市下本多町六番 丁15番地1	建物	1.21㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	84	金沢中警察署	3階自動販売機コー ナー	金沢市下本多町六番 丁15番地1	建物	1.80㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
17	平成30年 2月21日(水) 13時50分	一抜け 方式	1	85	金沢西警察署	2階自動販売機コー ナー	金沢市金石本町イ1番 地1	建物	1.53㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	86	金沢西警察署	1階自動販売機コー ナー	金沢市金石本町イ1番 地1	建物	1.26㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
18	平成30年 2月21日(水) 14時10分	一抜け 方式	1	87	小松警察署	1階自動販売機コー ナー	小松市上小松町乙16 3番地1	建物	1.30㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	88	小松警察署	2階自動販売機コー ナー	小松市上小松町乙16 3番地1	建物	1.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)

入札 番号	入札日時	入札 方式	落札 決定 順位	物件 番号	施設名	設置場所	所在地	財産 区分	貸付 面積	貸付期間	販売品目 (詳細)
19	平成30年 2月21日(水) 14時30分	一抜け 方式	1	89	白山警察署	1階自動販売機コー ナー	白山市倉光九丁目11 番地1	建物	1.10㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	90	白山警察署	1階自動販売機コー ナー	白山市倉光九丁目11 番地1	建物	1.28㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
20	平成30年 2月21日(水) 14時50分	一抜け 方式	1	91	羽咋警察署	1階自動販売機コー ナー	羽咋市旭町ユ20番地 4	建物	1.10㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	92	羽咋警察署	1階自動販売機コー ナー	羽咋市旭町ユ20番地 4	建物	1.10㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
21	平成30年 2月21日(水) 15時10分	単独 方式		93	金沢東警察署	1階自動販売機コー ナー	金沢市元町2丁目15 番1号	建物	1.53㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				94	交通機動隊	1階自動販売機コー ナー	野々市市二日市四丁 目19番地	建物	1.26㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
		一括 方式		95	大聖寺警察署	1階自動販売機コー ナー	加賀市大聖寺東町1丁 目1番地	建物	1.17㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
				96	大聖寺警察署	4階自動販売機コー ナー	加賀市大聖寺東町1丁 目1番地	建物	1.06㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
22	平成30年 2月21日(水) 15時40分	単独 方式		97	白山警察署鶴来庁舎	1階職員玄関室	白山市月橋町644番 地	建物	1.10㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
				98	津幡警察署	1階自動販売機コー ナー	河北郡津幡町字加賀 爪又40番地の3	建物	1.62㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				99	七尾警察署	1階玄関風除室	七尾市藤橋町亥部45 番地1	建物	1.53㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
23	平成30年 2月21日(水) 16時10分	一括 方式		100	輪島警察署穴水庁舎	1階玄関風除室	鳳珠郡穴水町字川島 力4番地の1	建物	1.26㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				101	輪島警察署	1階自動販売機コー ナー	輪島市杉平町鬼田1番 地の4	建物	1.44㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
		単独 方式		102	珠洲警察署能登庁舎	1階玄関ホール	鳳珠郡能登町宇出 津ウ字76番地	建物	0.83㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				103	珠洲警察署	1階自動販売機コー ナー	珠洲市上戸町北方ろ 字15番地1	建物	1.35㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
24	平成30年 2月22日(木) 10時00分	単独 方式		104	石川県小松税務事務所	1階ロビー	小松市園町ハ108番 地の1	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				105	石川県中能登総合事務 所	1階玄関ホール	七尾市小島町二部33 番地	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				106	石川県能登中部保健福 祉センター	1階玄関ロビー	七尾市本府中町ソ27 番9	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				107	石川県夕日寺健民自然 園	夕日寺健民自然園 駐車場	金沢市夕日寺町ハ11 6	土地	1.10㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
25	平成30年 2月22日(木) 10時30分	単独 方式		108	石川県立能楽堂	本館 通用口横	金沢市石引4-18-3	建物	1.04㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				109	石川県政記念いのき 迎賓館	地下駐車場1階 出入口横	金沢市広坂2丁目1番 1号	建物	1.28㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
				110	石川県南加賀保健福祉 センター	1階待合ロビー	小松市園町又48番地	建物	1.49㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				111	石川県こころの健康セン ター	1階渡廊下	金沢市鞍月東2丁目6 番地	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
26	平成30年 2月22日(木) 11時00分	一抜け 方式	1	112	石川県保健環境セン ター	1階西階段下	金沢市太陽が丘1丁目 11番地	建物	0.84㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	113	石川県保健環境セン ター	1階西階段下	金沢市太陽が丘1丁目 11番地	建物	0.84㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
27	平成30年 2月22日(木) 11時20分	単独 方式		114	石川トライアルセンター	工業試験場5階 技術交流室横	金沢市鞍月2丁目1番 地	建物	1.20㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
				115	石川県立九谷焼技術研 修所	実習棟1階 ロビー	能美市泉台町南2番地	建物	1.50㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				116	石川県立九谷焼技術者 自立支援工房	共同棟1階 ギャラリー内	能美市泉台町南38番 地	建物	1.50㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				117	石川県職業能力開発プ ラザ	1階玄関ホール	金沢市芳齊1丁目15 -15	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
28	平成30年 2月22日(木) 13時30分	一抜け 方式	1	118	石川県農林総合事務 所	1階階段下	金沢市戸水2丁目30 番地	建物	1.52㎡	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (1年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	119	石川県農林総合事務 所	1階階段下	金沢市戸水2丁目30 番地	建物	1.24㎡	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (1年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
29	平成30年 2月22日(木) 13時50分	単独 方式		120	石川県石川農林総合事 務所	1階玄関ロビー	白山市馬場2丁目113 番地	建物	1.80㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			一括 方式		121	石川県農林総合研究セ ンター農業試験場	本館 通用口玄関ポーチ	金沢市才田町戊295 番地1	土地	1.95㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)
				122	石川県農林総合研究セ ンター畜産試験場	事務所 通用口横軒下	羽咋郡宝達志水町坪 山ナ部93番2	土地	1.80㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
		単独 方式		123	石川県金沢港湾事務所	1階自動販売機コー ナー	金沢市湊4丁目12番 地	建物	1.38㎡	平成30年4月1日～平成32年3月31日 (2年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
				124	石川県翠ヶ丘浄化セン ター	管理棟1階 下足室内	能美市山口町ト75番 地	建物	1.70㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)
30	平成30年 2月22日(木) 14時20分	単独 方式		125	石川県平和町庁舎	A館1階 廊下湯沸場前	金沢市平和町1丁目3 番1号	建物	2.00㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				126	石川県教員総合研修セ ンター	研修棟1階 ホール	金沢市高尾町ウ31番 地1	建物	4.05㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				127	石川県立輪島漆芸技術 研修所	1階廊下 第二収蔵庫横	輪島市釜屋谷町1字3 0番地	建物	1.61㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
31	平成30年 2月22日(木) 14時50分	一抜け 方式	1	128	石川県立白山青年の家	本館1階食堂前	白山市八幡町戊142 番地	建物	1.28㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	129	石川県立白山青年の家	本館1階食堂前	白山市八幡町戊142 番地	建物	1.28㎡	平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)

別表2(現地説明)

施設名	所在地	現地説明日時	事前申込	事前申込先	
石川県庁行政庁舎	金沢市鞍月1丁目1番地	平成30年1月22日(月) 14時	要	石川県総務部管財課	076-225-1261
石川県庁警察本部庁舎					
石川県幸町庁舎	金沢市幸町12番1号	平成30年1月23日(火) 14時	要		
石川県小松県税事務所	小松市園町ハ108番地の1	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県小松県税事務所	0761-23-1713
石川県中能登総合事務所	七尾市小島町二部33番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県中能登総合事務所	0767-52-6111
石川県能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県能登中部保健福祉センター	0767-53-2482
石川県消防学校	金沢市東蚊爪町2丁目5番	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	不要		
石川県立能楽堂	金沢市石引4-18-3	平成30年1月23日(火)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県立能楽堂	076-264-2598
石川県政記念しいのき迎賓館	金沢市広坂2丁目1番1号	平成30年1月22日(月) 14時	要	石川県県民文化スポーツ部文化振興課	076-225-1371
石川県南加賀保健福祉センター	小松市園町又48番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県南加賀保健福祉センター	0761-22-0793
石川県保健環境センター	金沢市太陽が丘1丁目11番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県保健環境センター	076-229-2011
石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	平成30年1月24日(水) 10時30分	不要		
石川県立保育専門学園	金沢市泉1丁目3番63号	平成30年1月26日(金) 10時	要	石川県健康福祉部少子化対策監室	076-225-1422
石川県青少年総合研修センター	金沢市常盤町212番地1	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要		
石川県夕日寺健民自然園	金沢市夕日寺町ハ116	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県生活環境部自然環境課	076-225-1476
石川トライアルセンター	金沢市鞍月2丁目1番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月24日(水) 10時～16時 随時受付	要	石川県工業試験場	076-267-8080
石川県立九谷焼技術研修所	能美市泉台町南2番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県立九谷焼技術研修所	0761-57-3340
石川県立九谷焼技術者自立支援工房	能美市泉台町南38番地				
石川県職業能力開発プラザ	金沢市芳斉1丁目15-15	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県職業能力開発プラザ	076-261-1400
石川県健康の森(総合交流センター)	輪島市三井町中長屋12	平成30年1月25日(木) 13時30分	要	石川県観光戦略推進部観光企画課	076-225-1126
石川県森林公園(インフォメーションセンター)	河北郡津幡町字津幡エ-14	平成30年1月26日(金) 13時30分	要		
石川県石川農林総合事務所	白山市馬場2丁目113番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県石川農林総合事務所	076-276-0528
石川県県央農林総合事務所	金沢市戸水2丁目30番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県県央農林総合事務所	076-204-2100
石川県農林総合研究センター農業試験場	金沢市才田町戊295番地1	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県農林総合研究センター	076-257-6911

施設名	所在地	現地説明日時	事前申込	事前申込先	
石川県農林総合研究センター畜産試験場	羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93番2	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県農林総合研究センター畜産試験場	0767-28-2284
石川県南加賀土木総合事務所	小松市白江町リ61番地1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県南加賀土木総合事務所	0761-21-3333
石川県石川土木総合事務所	白山市八幡町イ20	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県石川土木総合事務所	076-272-1188
石川県県央土木総合事務所	金沢市泉本町6丁目34	平成30年1月22日(月) 13時15分	要	石川県県央土木総合事務所	076-241-8201
石川県県央土木総合事務所津幡土木事務所	河北郡津幡町字加賀爪又111-1	平成30年1月22日(月) 14時	要		
石川県中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	不要		
石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所	羽咋市石野町ヘ31番	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	不要		
石川県中能登土木総合事務所寺家庁舎	羽咋市寺家町レ48番2	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	不要		
石川県奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22-1-1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	不要		
石川県金沢港湾事務所	金沢市湊4丁目12番地	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県金沢港湾事務所	076-268-1201
石川県翠ヶ丘浄化センター	能美市山口町ト75番地	平成30年1月23日(火)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県土木部都市計画課	076-225-1760
石川県平和町庁舎	金沢市平和町1丁目3番1号	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県金沢教育事務所	076-245-6776
石川県教員総合研修センター	石川県金沢市高尾町ウ31番地1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県教員総合研修センター	076-298-3515
石川県立白山青年の家	白山市八幡町戌142番地	平成30年1月24日(水)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県教育委員会事務局生涯学習課	076-225-1836
石川県立輪島漆芸技術研修所	輪島市釜屋谷町1字30番地	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県立輪島漆芸技術研修所	0768-22-7000
運転免許センター	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県警察本部交通部運転免許課	076-238-5901
交通機動隊	野々市市二日市四丁目19番地	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	石川県警察本部交通部交通機動隊	076-225-0110
金沢中警察署	金沢市下本多町六番丁15番地1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	金沢中警察署	076-222-0110
金沢東警察署	金沢市元町2丁目15番1号	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	金沢東警察署	076-253-0110
金沢西警察署	金沢市金石本町イ1番地1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	金沢西警察署	076-266-0110
大聖寺警察署	加賀市大聖寺東町1丁目1番地	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	大聖寺警察署	0761-72-0110
小松警察署	小松市上小松町乙163番地1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	小松警察署	0761-22-0110
白山警察署	白山市倉光九丁目11番地1	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	白山警察署	076-216-0110
白山警察署鶴来庁舎	白山市月橋町644番地	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要		
津幡警察署	河北郡津幡町字加賀爪又40番地の3	平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	津幡警察署	076-289-0110

施設名	所在地	現地説明日時	事前申込	事前申込先	
羽咋警察署	羽咋市旭町ユ20番地4	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	羽咋警察署	0767-22-0110
七尾警察署	七尾市藤橋町亥部45番地1	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	七尾警察署	0767-53-0110
輪島警察署穴水庁舎	鳳珠郡穴水町字川島力4番地の1	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	輪島警察署	0768-22-0110
輪島警察署	輪島市杉平町鬼田1番地の4	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要		
珠洲警察署能登庁舎	鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要	珠洲警察署	0768-82-0110
珠洲警察署	珠洲市上戸町北方ろ字15番地1	平成30年1月22日(月)～ 平成30年1月26日(金) 10時～16時 随時受付	要		

別表3(契約事務を執行する機関及び設置場所を所管する機関)

物件 番号	施設名	契約事務を執行する機関			設置場所を所管する機関					
		機関名	所在地	連絡先	機関名	所在地	連絡先			
1~8、 10、11、 17~20、 34~50、 66	石川県庁行政庁舎	石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎6階	076-225-1261	同 左					
	石川県庁警察本部庁舎									
	石川県幸町庁舎									
104	石川県小松県税事務所	石川県総務部税務課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎6階	076-225-1271	石川県小松県税事務所	小松市園町ハ108番地の 1	0761-23-1713			
105	石川県中能登総合事務 所	石川県総務部市町支援課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎5階	076-225-1281	石川県中能登総合事務所	七尾市小島町二部33番地	0767-52-6111			
106	石川県能登中部保健福 祉センター				石川県能登中部保健福 祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	0767-53-2482			
16、28、 67	石川県消防学校	石川県危機管理監室危機 対策課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎6階	076-225-1482	石川県消防学校	金沢市東蚊爪町2丁目5番	076-237-1800			
108	石川県立能楽堂	石川県県民文化スポーツ 部文化振興課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎10階	076-225-1371	石川県立能楽堂	金沢市石引4-18-3	076-264-2598			
109	石川県政記念しいのき迎 賓館				KCSコンソーシアム	金沢市広坂2丁目1番1号	076-261-1111			
110	石川県南加賀保健福祉セ ンター	石川県健康福祉部厚生政 策課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎9階	076-225-1411	石川県南加賀保健福祉セ ンター	小松市園町又48番地	0761-22-0793			
112、113	石川県保健環境センター				石川県保健環境センター	金沢市太陽が丘1丁目11 番地	076-229-2011			
111	石川県こころの健康セン ター	石川県健康福祉部障害保 健福祉課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎9階	076-225-1426	石川県こころの健康セン ター	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5761			
71	石川県立保育専門学園	石川県健康福祉部少子化 対策監室	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎8階	076-225-1422	同 左					
51~56	石川県青少年総合研修セ ンター							(株)アイ・イー・パートナ ーズ	金沢市小將町8番33号	076-261-3857
107	石川県夕日寺健民自然 園	石川県生活環境部自然環 境課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎7階	076-225-1476	(公社)いしかわ環境パート ナーシップ県民会議	金沢市鞍月2丁目1番地	076-266-0881			
114	石川トライアルセンター	石川県商工労働部産業政 策課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎12階	076-225-1511	石川県工業試験場	金沢市鞍月2丁目1番地	076-267-8080			
115、116	石川県立九谷焼技術研 修所	石川県商工労働部経営支 援課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎12階	076-225-1521	石川県立九谷焼技術研修 所	能美市泉台町南2番地	0761-57-3340			
	石川県立九谷焼技術者 自立支援工房									
117	石川県職業能力開発プラ ザ	石川県商工労働部労働企 画課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎12階	076-225-1531	石川県職業能力開発プラ ザ	金沢市芳斉1丁目15-15	076-261-1400			
68~70	石川県健康の森	石川県観光戦略推進部観 光企画課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎12階	076-225-1126	(株)上野組	輪島市河井町20部1番地 の47	0768-22-0158			
57~65	石川県森林公園				森林公園地域振興会・金沢 森林組合エコグループ	河北郡津幡町字上矢田 8番甲	076-289-5004			
120	石川県石川農林総合事 務所	石川県農林水産部農業政 策課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎13階	076-225-1611	石川県石川農林総合事務 所	白山市馬場2丁目113番 地	076-276-0528			
118、119	石川県県央農林総合事 務所				石川県県央農林総合事務 所	金沢市戸水2丁目30番地	076-204-2100			
121	石川県農林総合研究セン ター農業試験場	石川県農林水産部生産流 通課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎13階	076-225-1622	石川県農林総合研究セン ター	金沢市才田町戊295番地 1	076-257-6911			
122	石川県農林総合研究セン ター畜産試験場				石川県農林総合研究セン ター畜産試験場	羽咋郡宝達志水町坪山ナ 部93番2	0767-28-2284			
72	石川県南加賀土木総合 事務所	石川県土木部監理課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎15階	076-225-1711	石川県南加賀土木総合事 務所	小松市白江町リ61番地1	0761-21-3333			
73	石川県石川土木総合事 務所				石川県石川土木総合事務 所	白山市八幡町イ20	076-272-1188			
21、74	石川県県央土木総合事 務所				石川県県央土木総合事務 所	金沢市泉本町6丁目34	076-241-8201			
75	石川県県央土木総合事 務所津幡土木事務所				石川県中能登土木総合事 務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100			
76	石川県中能登土木総合 事務所									
77	石川県中能登土木総合 事務所羽咋土木事務所									
78	石川県中能登土木総合 事務所寺家庁舎									
79	石川県奥能登土木総合 事務所				石川県奥能登土木総合事 務所	輪島市河井町22-1-1	0768-22-0567			
123	石川県金沢港湾事務所				石川県土木部港湾課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎16階	076-225-1746	石川県金沢港湾事務所	金沢市湊4丁目12番地	076-268-1201

物件 番号	施設名	契約事務を執行する機関			設置場所を所管する機関		
		機関名	所在地	連絡先	機関名	所在地	連絡先
124	石川県翠ヶ丘浄化センター	石川県土木部都市計画課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎16階	076-225-1756	(公財)石川県下水道公社	金沢市下安原東1301番地	076-240-6018
125	石川県平和町庁舎	石川県教育委員会事務局 庶務課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎17階	076-225-1811	石川県金沢教育事務所	金沢市平和町1丁目3番1号	076-245-6776
126	石川県教員総合研修センター	石川県教育委員会事務局 学校指導課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎17階	076-225-1826	石川県教員総合研修センター	石川県金沢市高尾町ウ31番地1	076-298-3515
128, 129	石川県立白山青年の家	石川県教育委員会事務局 生涯学習課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎17階	076-225-1836	(一財)白山市地域振興公社	白山市鶴来本町4丁目又85	076-272-3695
127	石川県立輪島漆芸技術研修所	石川県教育委員会事務局 文化財課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎17階	076-225-1841	石川県立輪島漆芸技術研修所	輪島市釜屋谷町1字30番地	0768-22-7000
12, 22, 25, 29, 80~82	運転免許センター	石川県警察本部警務部会計課	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部庁舎4階	076-225-0110	石川県警察本部交通部運転免許課	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	076-238-5901
94	交通機動隊				石川県警察本部交通部交通機動隊	野々市市二日市四丁目19番地	076-225-0110
13, 23, 26, 30, 83, 84	金沢中警察署				金沢中警察署	金沢市下本多町六番丁15番地1	076-222-0110
14, 31, 93	金沢東警察署				金沢東警察署	金沢市元町2丁目15番1号	076-253-0110
27, 85, 86	金沢西警察署				金沢西警察署	金沢市金石本町イ1番地1	076-266-0110
95, 96	大聖寺警察署				大聖寺警察署	加賀市大聖寺東町1丁目1番地	0761-72-0110
24, 32, 87, 88	小松警察署				小松警察署	小松市上小松町乙163番地1	0761-22-0110
9, 15, 89, 90	白山警察署				白山警察署	白山市倉光九丁目11番地1	076-216-0110
97	白山警察署鶴来庁舎						
98	津幡警察署				津幡警察署	河北郡津幡町字加賀爪又40番地の3	076-289-0110
91, 92	羽咋警察署				羽咋警察署	羽咋市旭町ユ20番地4	0767-22-0110
99	七尾警察署				七尾警察署	七尾市藤橋町亥部45番地1	0767-53-0110
100	輪島警察署穴水庁舎				輪島警察署	輪島市杉平町鬼田1番地の4	0768-22-0110
101	輪島警察署						
102	珠洲警察署能登庁舎				珠洲警察署	珠洲市上戸町北方ろ字15番地1	0768-82-0110
33, 103	珠洲警察署						